

黒川地域行政事務組合条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月8日

黒川地域行政事務組合理事会
理事長 浅野 元

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和元・2年度 マテリアルリサイクル推進施設整備工事
- (2) 工事場所 宮城県黒川郡大和町吉田字根古北50番地
黒川地域行政事務組合 環境管理センター
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- (4) 工事概要 環境管理センター旧ごみ焼却施設跡地に、マテリアルリサイクル推進施設を整備するもの。
- ア 施設名称 マテリアルリサイクル推進施設
- イ 施設規模 ペットボトル選別・圧縮設備 1.5 t /5h
ストックヤード 約255㎡
計量機 2基
- ウ 整備工事内容
- ・建築工事（ストックヤード、ペットボトル処理施設、管理施設）
 - ・電気設備工事
 - ・機械設備工事（計量機、ペットボトル選別及び圧縮設備）
 - ・合併浄化槽設置工事
 - ・外溝工事（構内道路、門扉・フェンス工事等）
 - ・一部復旧工事（敷地西側斜面復旧）
 - ・解体工事（既存管理棟、既存計量機、仮設ペットボトル減容機）
 - ・仮設加圧ポンプ移設及び仮設汚水槽撤去
- (5) 支払条件 前払金 有り
部分払 有り
- (6) 予定価格 事後公表する。
- (7) 最低制限価格 設定しない。
- (8) 低入札調査価格 設定する。

2. 入札参加資格に関する事項

入札期日において次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（法人にあっては、当該法人の役員が暴力団員に該当する場合。）に該当する者でないこと。
- (5) 当組合の平成31・32年度の一般競争及び指名競争入札参加資格申請により資格承認された者で、宮城県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) (5)の資格承認の登録業種が建築一式工事・Aランク（経営事項審査結果の総合評定値1,000点以上）であること。
- (7) 「建築工事業」について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。
- (8) 平成21年4月から平成31年3月の間に、国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の建設工事もしくは整備事業を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (9) 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する監理技術者を配置することが可能な者であること。
 - ア 本工事の現場施工に着手する日までに、監理技術者を専任で配置できること。
 - イ 配置する技術者は、当該入札参加業者と直接的な雇用関係であること。
 - ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入 札 担 当	財政課	022-345-1542	〒981-3621 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1
事 業 担 当	業務課	022-345-6481	

(2) 入札参加資格申請書類の交付等

入札参加資格申請書類の交付の期間及び場所は、5.の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧等

当該業務に係る仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）の閲覧期間及び場所は、5.の表に示すとおりとする。

(4) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5.の表に示す期間内に指定の場所に持参または郵送にて提出すること。

なお、質問書に対する回答は、5.の表に示す期日に入札参加者全員に対しファクシミリまたは電子メールにて送信する。

(5) 現場確認

現場確認の日時、場所等は、5.の表のとおりとする。

※現場確認を希望する場合は、事前に連絡することとし、回数は1回とする。

※現場確認時においては、質問等には原則回答はしない。

※安全用具等、必要なものは持参すること。

(6) 入札の日時、場所等

入札の日時、場所等は、5.の表のとおりとする。

4. 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）【正・副2部】

イ 類似工事の施工実績調書（様式3）

ウ イに係る工事实績証明書及び契約書等の写し

エ 配置予定の技術者に関する調書（様式4）

オ エに係る工事経歴書、資格を証明できるものの写し及び継続的な雇用関係を証明できるものの写し

カ 建築一式の特定建設業の許可書の写し

キ 最新の経営事項審査結果通知書の写し

ク 平成31・32年度一般競争及び指名競争入札参加資格申請書受理票（承認書）の写し

ケ 入札参加資格確認通知書返送用封筒（申請者の住所及び名称を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒）

コ 組合から連絡するときの窓口となる担当者の名刺

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出期限及び場所

入札参加資格確認申請書類の提出方法、提出期限及び場所は、5.の表に示すとおりとし、提出にあつては直接持参すること。

(3) 入札参加資格の有無については、5.の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加希望者が、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問合せすることができる。その場合は、その旨を記載した書面を令和元年9月13日までに財政課へ提出すること。

5. 入札日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札参加確認申請書類の交付	令和元年8月9日(金)から 令和元年9月2日(月)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
仕様書等の閲覧	令和元年8月9日(金)から 令和元年9月20日(金)まで	または 組合ホームページからダウンロード HPアドレス http://www.kurogyou.jp/
入札参加確認申請書類の提出・受付	令和元年8月9日(金)から 令和元年9月2日(月)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
入札参加資格通知	令和元年9月4日(水) 発送	郵送にて
現場確認	令和元年8月21日(水)から 令和元年8月27日(火)まで	〒981-3625 黒川郡大和町吉田字根古北50番地 黒川地域行政事務組合 環境管理センター
質問の受付 (持参または郵送)	令和元年8月30日(金)から 令和元年9月4日(水)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
質問書の回答の送付	令和元年9月9日(月) 発送	入札参加者全員にファクシミリまたは 電子メールにて回答
入札執行	令和元年9月20日(金) 午前11時から	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合事務所 会議室

(注) 上記の期日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

6. 入札方法等

- (1) 郵便、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

7. 入札保証金

免除する。

8. 積算内訳書の提出について

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書の様式は問わないが、内容については、数量、単価、金額を記載すること。
- (3) 積算内訳書は返戻しない。

9. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者として必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに黒川地域行政事務組合競争入札参加心得において示した条件に違反した者の入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

10. 落札者の決定

- (1) 黒川地域行政事務組合財務規則（平成13年規則第2号）第93条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、本入札には低入札価格調査基準額を設定するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、または、その者との契約を締結することが公正取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した他の者を落札者とするところがある。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

11. 契約保証金

落札者は、黒川地域行政事務組合財務規則第111条の規定に基づき、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

ただし、黒川地域行政事務組合財務規則第112条に該当するときは、免除することができる。

12. 契約の締結

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成3年条例第32号）第2条に定める契約については、黒川地域行政事務組合議会の議決を経てから効力が生ずることとなるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

- (2) 落札者の決定後、この入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2.に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

1 3. 契約書作成の要否

必要とする。

1 4. その他必要事項

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 一度提出した入札書は、撤回をすることができない。
- (3) 当組合は、当該議案が黒川地域行政事務組合議会で可決されなかった場合でも、仮契約相手方に対していかなる責任も負わないものとする。
- (4) 本件執行については、地方自治法及び同法施行令に定めるところによる。その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。